

第 1 編 産業廃棄物

第 1 章 事業者の責務

1 事業者の責任

(1) 自己処理と委託処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

【法第3条第1項】

事業者とは、工業・商業・農業・建設業・医療・公共公益事業などすべての事業活動を行っている者をいいます。

① <自己処理の原則>

産業廃棄物の処理は、事業者自ら処理を行うのが原則です。【法第11条第1項】

なお、排出事業者が自ら廃棄物の運搬や処分をするときは、「廃棄物処理業」の許可は必要ありません。【法第14条第1項】

② <許可業者への委託>

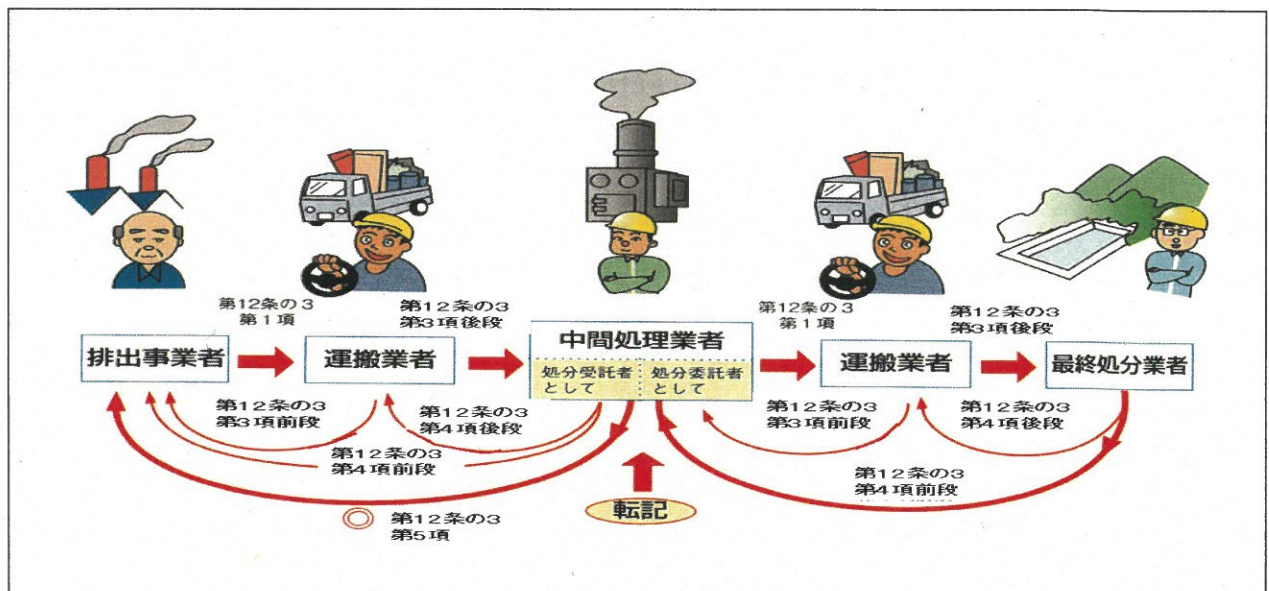
廃棄物の処理を他人に委託するときは、「廃棄物処理業」の許可のある業者と委託契約を結ばなければなりません。（3頁参照）

「廃棄物処理業」の許可にはいろいろな種類や限定がありますので、委託する業者の許可の内容をよく把握してから委託契約を結んでください。

【法第12条第5～7項、法第12条の2第5～7項】

③ <マニフェストの交付>

廃棄物の処理を委託する場合は、管理票（マニフェスト）を使用し、最終処分まで適正に処理されているか確認することが義務づけられています。（33頁参照）【法第12条の3】



※ 電子マニフェストを使用した場合、紙マニフェストを交付することを要しません。

【法第12条の5第1項】

(2) 再生利用及び減量化の推進

事業者は、廃棄物を資源として有効に活用する等、積極的な減量化に努めてください。特に、多量に産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、廃棄物の処理計画を作成するなど、その減量化に努めてください。

【法第3条第2項、法第12条第9項、法第12条の2第10項】

(3) 多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上（特別管理産業廃棄物は50 t以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、廃棄物の減量その他その処理に関する処理計画の6月30日までに提出しなければなりません。

なお、提出された処理計画及び実施状況については、公表することになっており、1年間公衆の縦覧に供することになります。【法第12条第9～11項、令第6条の3、規第8条の4の6、法第12条の2第10～12項、令第6条の7、規第8条の17の3】



※ 計画・実施状況を提出しなかった場合、又は虚偽の記載・報告を行なった場合、罰則（20万円以下の過料）の適用を受けることがあります。（108頁参照）

(4) 製造にあたっての留意事項

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発等に努めるとともに、その製品や容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難とならないようにしなければなりません。【法第3条第2項】

(5) 産業廃棄物処理責任者の設置

産業廃棄物処理施設（許可施設）が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りではありません。

【法第12条第8項】

※ 許可施設とは、法第15条に規定された施設になります。（41頁参照）

(6) 産業廃棄物処理業者情報検索システム

全国の産業廃棄物処理業者をインターネットで検索することができます。

「産廃情報ネット（通称：さんばいくん）」アドレス（<https://www2.sanpainet.or.jp>）



※ 問い合わせ先 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
電話：(03) 4355-0155

2 廃棄物の処理の委託

事業者が、産業廃棄物の処理を他人に委託するときは、法に規定された委託基準に基づき「産業廃棄物の処理業」の許可を有する者と、委託契約を結び処理しなければなりません。

【法第12条第5～7項、令第6条の2】 【法第12条の2第5～7項、令第6条の6】

※ この委託基準に違反した場合、罰則の適用を受けることがあります。

(113～114頁参照)

(1) 事業者の確認

事業者は、排出する産業廃棄物の品目を委託業者が取り扱うことができるか許可証で確認してください。

(許可品目以外を委託すると委託基準違反になり、受託者は無許可営業になります。)

(2) 書面での契約

委託契約は書面により行い、当該委託契約書には次に掲げる事項が含まれる必要があります。

【令第6条の2第4号】【令第6条の6第2号】

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ④ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ⑤ 産業廃棄物の処分（最終処分を除く）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ⑥ その他環境省令で定める事項【規第8条の4の2】
 - ア. 委託契約の有効期間
 - イ. 委託者が受託者に支払う料金
 - ウ. 受託者の事業の範囲
 - エ. 受託者が積替え又は保管を行う場合は、その所在地並びにその場所において保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
 - オ. エ. の場合において、委託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物（がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず）であるときは、積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
 - カ. 適正な処理のために必要な情報
 - a 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - b 当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - c 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - d 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- e 石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項
 - f その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- キ. 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る、カ. の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ク. 受託業務終了時における委託者への報告に関する事項
- ケ. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項
- ※ 委託契約書は、契約の終了の日から5年間保存することになっています。
【令第6条の2第5号】【規第8条の4の3】

(3) 添付する書類

委託契約書には、次に掲げる書面を添付してください。

- ① 処理業許可証の写し
 - ② 再生利用に係る環境大臣の認定を受けた者は、認定証の写し
 - ③ 委託する産業廃棄物はその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面
- ※ 添付書類は、契約の終了の日から5年間保存することになっています。
【令第6条の2第5号】【規第8条の4】

(4) 特別管理産業廃棄物の文書通知

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める次の事項を文書で通知することになっています。

【令第6条の6第1号】

- ① 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 - ② 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 【規第8条の16】

(5) 産業廃棄物の処理状況確認

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合は、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【法第12条第7項】【法第12条の2第7項】

(6) 再委託の禁止

収集運搬業者又は処分業者は、収集運搬又は処分を他人に委託してはならないこととされています。

ただし、委託者から書面による承諾を得ている場合等一定の基準に従って委託する場合はこの限りではありません。

【法第14条第16項、令第6条の12】【法第14条の4第16項、令第6条の15】

- ※ 承諾をした時は、書面の写しをその承諾をした日から5年間保存することになっています。
【規第10条の7第1号ニ】【規第10条の19第1号イ】

3 不法投棄や野外焼却等不適正処理対策

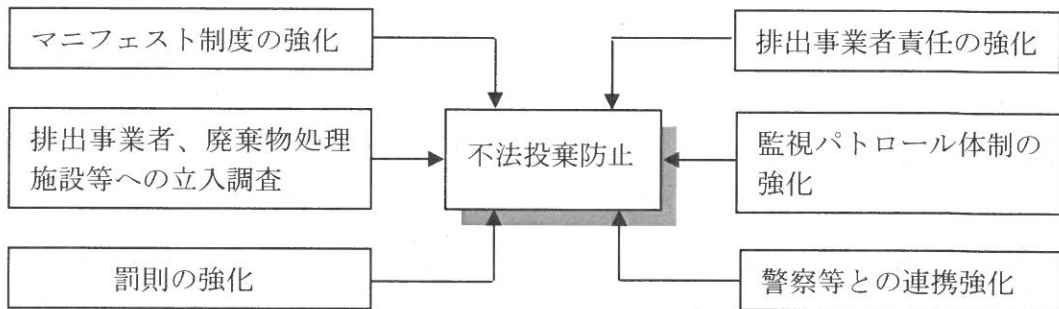
産業廃棄物の不適正処理は、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染など生活環境保全上支障が生ずることにつながりかねません。

法律で廃棄物の適正処理が義務付けられており、廃棄物の不法投棄や一部の例外を除き野外での焼却（野焼き）は禁止されています。

廃棄物の適正処理を一層推進するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し、廃棄物の焼却の規制、排出事業者責任の強化、罰則の強化など、法律の改正が行われました。

(1) 廃棄物の投棄禁止【法第16条】

① 不法投棄防止対策



② 罰 則

廃棄物の投棄（未遂を含む）禁止違反

5年以下の懲役若しくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金又はこの併科

【法第25条第1項第14号、法第25条第2項】【法第32条第1項第1号】

(2) 廃棄物の焼却禁止【法第16条の2・令第14条】

一部の例外を除き野外での焼却は禁止されています。

① 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

ア. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

イ. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

ウ. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

エ. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

オ. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

② 罰 則

廃棄物の焼却（未遂を含む）禁止違反

5年以下の懲役若しくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金又はこの併科

【法第25条第1項第15号、法第25条第2項】【法第32条第1項第1号】

(3) 野積み対策

廃棄物である使用済みタイヤなどを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が発生しています。野積みされた使用済みタイヤなどは、蚊、ハエ、その他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあり、長期間保管してはなりません。

長期間にわたり放置が行なわれている物が、廃棄物であると判断される場合、措置命令等の行政処分をもって対処することになります。

【廃棄物の定義】

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することになります。

(4) 本市の不適正処理対策

- ① 廃棄物監視指導員（6名体制）によるパトロール
（平成7年度から開始）
- ② 関係機関との合同パトロールの実施
（平成16年から県産業資源循環協会鹿児島支部と実施）
- ③ 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する日本郵便株式会社鹿児島支店との協定
（平成12年10月19日締結）
- ④ 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する鹿児島県建設業協会3支部（鹿児島支部、谷山支部、建築支部）との細目協定
（平成21年11月13日締結）※県と県建設業協会が平成20年11月4日協定締結
- ⑤ 鹿児島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会関係機関（県、県警、海保、県産業資源循環協会）との連携
不法投棄防止合同パトロール及びスカイパトロールの実施
- ⑥ 産業廃棄物処理業許可業者名簿の提供など（ホームページ）
- ⑦ 不法投棄防止月間（11月）に、廃棄物処理施設の立入を実施

(5) 不適正処理への対応強化

- ① 不法投棄等に係る法人に対する罰則の強化
不法投棄、野外焼却、無確認輸出、無許可営業及び許可の不適正取得に係る法人重課の量刑が3億円以下に引き上げ【法第32条第1項第1号】
- ② 公訴の時効期間の改正
法第25条の違反行為につき、法人又は人に対して罰金刑を科す場合、当該法人又は人に対する公訴の時効期間を、同条の罪についての公訴の時効期間（すなわち5年）と合わせる。
- ③ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定【法第5条第2項】
- ④ 排出事業者が産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度を創設【法第12条第3項、法第12条の2第3項】
- ⑤ 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化【法第21条の3】
- ⑥ マニフェスト交付者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならないこと及び、処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないことを規定【法第12条の3第3項、規則第8条の21の2、法第12条の4第2項】

- ⑦ 処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた際の処理業者の委託者への通知義務を規定【法第14条第13項】
- ⑧ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定【法第12条第7項】
- ⑨ 措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管が追加【法第19条の4】
- ⑩ 報告徴収及び立入検査の対象として、土地所有者等の関係者を、立入検査の対象として車両、船舶その他の場所の追加【法第18条、法第19条】
- ⑪ 許可を取り消された者等に対する措置の強化【法第19条の10】
- ⑫ 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に電子マニフェストの使用を義務付け【法第12条の5第1条】

